

## ポイント

### 所得税・個人住民税の定額減税

- 令和6年度税制改正において、納税者及び配偶者を含めた扶養親族の皆様1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税を、過去2年間での所得税・個人住民税の税収増と見合う規模、すなわち3兆円台半ばの規模で実施する。
- 減税のスタート時期は来年6月とする。
- 住宅ローン控除の仕組みを参考に、所得税・個人住民税の制度間の連携により減税の効果が広く及ぶ仕組みとする。
- これらの措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。
- 令和6年度税制改正として年末に成案を得るべく、その方向性を今般の経済対策に盛り込む。

### 低所得者世帯への支援

- 多くの自治体で、この夏以降3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための重点支援地方交付金の低所得者世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。
- このことは、今般の経済対策に盛り込むことで迅速に対応する。

### 両支援の間におられる方への丁寧な対応

- 住民税均等割のみ課税される世帯、新たに住民税非課税となる世帯には、地域の実情に応じて、住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行う必要がある。
- 低所得者の子育て世帯や定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方々には、地域の実情等に応じ、定額減税や他の給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行う必要がある。
- これらの対応について物価高対策のための重点支援地方交付金による対応を中心に、与党と協議しつつ検討を深め、令和6年度税制改正とあわせて年末に成案を得るべく、その方向性を今般の経済対策に盛り込む。

# 定額減税及び低所得者支援等（イメージ）

